

植木剪定材処理手数料の改定のお知らせ

4月1日からは処理手数料が10kgあたり210円になります

事業系植木剪定材の処理手数料につきましては、処理原価が年々増加していること、また国から事業系一般廃棄物の手数料は原価相当額とすることが望ましいとの考えが示されていることを踏まえ、令和5年（2023年）4月1日からは処理原価相当額である10kgあたり210円に改定しました。



皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これまで
10kgにつき130円



4月1日から
10kgにつき210円

※ 植木剪定材以外の事業系一般廃棄物の処理手数料（10kgあたり250円）は変更ありません。

- 造園業者に剪定を依頼する場合の契約金額は、それぞれ事業者にお問い合わせください。造園業者が剪定したものは、**業者に引き取りを依頼してください。**
- 御自身で植木の選定や草むしり等を行った場合は、今までと同様クリーンステーションに排出してください。

お問い合わせ先



鎌倉市環境部ごみ減量対策課 (0467) 84-8706・61-3396
ホームページ：<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gomi/zigyo.html>